

〔23〕建築物省エネ法

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づき、①建築物のエネルギー消費性能適合性判定（省エネ適合性判定）と②省エネ計画の届出が必要になります。

また、任意で③建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（性能向上計画認定）と④建築物のエネルギー消費性能に係る認定（性能基準適合認定）の二つの認定を受けることができます。

それぞれの概要を下表に示します。

区分	①省エネ適合性判定	②省エネ計画の届出	③性能向上計画認定	④性能基準適合認定
施行日	H29. 4. 1	H29. 4. 1	H28. 4. 1	H28. 4. 1
対象行為	新築、増築、改築	新築、増築、改築	新築、増築、改築、修繕、模様替、設備設置、設備改修	工事完了後
対象規模用途	300 ㎡以上の非住宅	・ 300 ㎡以上の住宅 ・ 300 ㎡以上の非住宅（適合義務対象としない増改築）	住宅、非住宅（部分認定有）	住宅、非住宅（部分認定無）
提出時期	工事着手前	工事着手の21 日前	工事着手前	工事の完了後
主なメリット	—	—	省エネ性能向上化に資する部分の容積率不算入（10%を限度）	基準適合認定マークの表示
基準	省エネ基準	省エネ基準	誘導基準（省エネ基準より高い水準の基準）	省エネ基準

詳しくはこちらをご覧ください。

名古屋市 建築物省エネ

検索 

「名古屋市:建築物省エネ法について(事業向け情報)」
(<https://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/page/0000122872.html>)